

許可第	号	都市公園(神戸総合運動公園)内広告掲出許可証	
		申請人 郵便番号 住所 団体名等 フリガナ 氏名	様
1	広告を掲出する都市公園名	神戸総合運動公園	
2	広告の掲出する公園施設名		
3	広告掲出の種類及び数量	(1)横断幕、看板その他これらに類するもの ア横断幕 イ看板 ウその他上記に類するもの 合計 (2)大型映像装置を利用するもの (広告収入額) (3)その他のもの (算定面積)	m ² m ² m ² m ² 円 m ²
4	広告掲出期間	年 月 日 から	年 月 日 まで 日間
5	広告掲出場所		
6	広告の構造等		
7	都市公園の復旧方法	申請人において、撤収し現状復旧	
8	その他		
9	使用料		
10	条件	下記のとおり	
上記のとおり、神戸市都市公園条例 第8条の規定により許可する。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 神戸総合運動公園指定管理者 神戸総合運動公園グループ代表者 公益財団法人神戸市公園緑化協会 理事長 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div> <p>ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。</p> <p>イ 許可中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、指定管理者の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>ウ 許可中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>エ 許可期間中であっても、施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>オ 許可を受けた者は、自己の費用をもって許可にかかる物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。</p> <p>カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図る必要があるときは、指定管理者が兵庫県警視庁長官にその意見を陳述し得る。</p>			

様式第10号

団の排除を図るため必要かめるときは、指定官埋者か兵庫県警察本部長にその意見を聴くことかめる。

(教 示)

ア この処分について不服がある場合、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会理事長)に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

イ この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会)を被告として(訴訟において公益財団法人神戸市公園緑化協会を代表する者は理事長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)